

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 第2期中長期目標変更(案)【目次】

[改] 第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

第2 中長期目標の期間

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

A. 医薬品等に関する事項

1. 基盤的技術に係る研究及び創薬等支援に関する事項

- (1) 難病に対する治療法や医薬品等の開発に係る研究及び支援
- (2) ワクチン等の研究開発を含む新興・再興感染症対策等に係る研究及び支援
- (3) 免疫・腸内細菌叢研究に基づく個別最適化生活習慣病等対策に係る研究及び支援
- (4) 抗体・核酸医薬等を中心とした新規モダリティとAIによる創薬技術開発に係る研究及び支援

2. 生物資源に係る研究及び創薬等支援に関する事項

- (1) 創薬資源に係る研究及び支援
- (2) 薬用植物等に係る研究及び支援
- (3) 霊長類に係る研究及び支援

[改] 3. 医薬品等の開発振興及び開発・製造の基盤整備に関する事項

- (1) 希少疾病用医薬品等・特定用途医薬品等開発振興事業
- (2) 特例業務及び承継事業等

[新] (3) 革新的な医薬品等の実用化支援を行う事業者に対する助成等の支援

[改] (4) 特定重要物資等の安定供給確保に取り組む事業者に対する助成等の安定供給確保支援業務

[新] (5) 後発医薬品の安定的な供給の確保に向けた製造基盤の整備に取り組む後発医薬品企業に対する助成等の支援

B. 健康と栄養に関する事項

1. 国民の健康寿命延伸に資する科学的根拠を創出する基盤的・開発的研究に関する事項

- (1) 栄養・食生活及び身体活動の実態に関する調査及び研究
- (2) 栄養・食生活及び身体活動が健康に及ぼす影響に関する調査及び研究

2. 栄養・食生活及び身体活動に関する指針作成、社会実装並びに政策提言に向けた研究に関する事項

- (1) 健康寿命延伸のための食事・身体活動等指針の策定に資する研究
- (2) 環境整備を含めた食事・身体活動等指針や確かな健康情報に関する社会実装に資する研究
- 3. 国際協力・地域連携に関する事項
 - (1) 持続可能な社会に向けた国際協力
 - (2) 地域社会との連携による共同研究の実施
- 4. 法律に基づく事項
 - (1) 国民健康・栄養調査の実施に関する支援及びその基盤整備の推進
 - (2) 収去試験に関する業務並びに関連業務及び研究

第4 業務運営の効率化に関する事項

- 1. 業務改善の取組に関する事項
 - (1) 効果的かつ効率的な業務運営
 - (2) 業務運営の効率化による経費削減等
 - (3) 情報システムの整備・管理
- 2. 業務の電子化に関する事項

第5 財務内容の改善に関する事項

- 1. 計画的な予算管理に関する事項
- 2. 自己収入の増加に関する事項
- 3. 繰越欠損金に関する事項

第6 その他業務運営に関する重要事項

- (1) 内部統制に関する事項
- (2) 人事及び研究環境の整備に関する事項
- (3) コンプライアンス、研究不正への対応、倫理の保持等に関する事項
- (4) 外部有識者による評価の実施・反映に関する事項
- (5) 情報発信・情報公開の促進に関する事項
- (6) セキュリティの確保に関する事項
- (7) 施設及び設備に関する事項